

<銀行からの借入・投資についての注意>

一、借入金利がここ 30 数年で一番高くなっています。これ迄「固定金利期間」中の繰上げ返済について 3.5 %超のペナルティの支払いがある事は、御存知かと思われますが、「変動金利期間」中の返済についても同様のペナルティがある銀行があります。変動と固定の違い、内容も世間の常識と全く異なっています。

二、一部銀行は昨今金銭消費賃借契約書を印紙代節約と称し文書を印刷せず・口述せず、署名のみをスマホにて省略しております。これでは内容を読み取る事は出来ません。従来から、銀行・生保・損保・信託等の約款 90 %は憲法違反と学界では言われてきました。不動産取引でさえ契約書、重要事項等も 100% 文書と口述を義務付けられ、守られております。それでも、セキスイの如き専門業者でも 50 億円も地面師詐欺にひっかかることがあります。

三、銀行が介在する不動産投資・信託等は、世間の相場と価格・利回り等が 20% 以上損する商品で、「とろい投資家」へ勧めております。相続対策と称して？。絶対に節税ではなく融資詐欺です。

又、生保・損保・株式等への投資も BK を通すと、多額の手数料をとられ且つ、専門知識不足で被害が 90% 以上発生しております。

(相続税シミュレーション（予想）は当方算出より 2~5 倍です。)

いくら金融業界が不況でも本来の銀行業務を履行せず不正・詐欺的業務を中心としている事はなげかわしい事です。

四、税務署・市役所から通知や書類が送付されましたら必ず当方にその文面を FAX・郵送・持参してください。税理士に依頼している場合は、納税者が書類を作成したり、提出することはありません。